

## 平成27年度 第3回苫小牧市女性センター運営委員会会議録（概要）

- 1 日 時 平成28年2月18日（木）13：30～15：00
- 2 場 所 女性センター4階 講習室A
- 3 出席者 運営委員 6名（欠席者 5名）  
市民生活部（部長、次長、男女平等参画課長、課長補佐、主事1名、  
嘱託事務員1名）
- 4 傍聴人 なし
- 5 記 者 苫小牧民報社（1名）

以下、会議次第により進行

議題に入る前、事務局より「第2回女性センター運営委員会資料の訂正及び女性センター運営委員会に関する意見書について」の説明

### 事務局

前回、9月17日に行われた第2回運営委員会の際に、事前に委員の皆さまから書面にて御意見をいただき、要約したものを資料としてお出ししましたが、要約の仕方が主旨とは異なっている箇所がございました。大変申し訳ございません。

資料の訂正については、御意見の抜粋を訂正前と訂正後ということで載せております。主な内容についてですが、訂正前、「男女平等」という表現に違和感があると要約してありますが、正しくは、「男女平等」と「参画」を合わせた「平等参画」という表現が不自然で違和感を覚えるという主旨でした。

御意見をいただいた上田委員、また委員の皆様にも、大変御迷惑をお掛けすることになり申し訳ございませんでした。

このことにつきまして、詳しい御説明ということで、12月10日に再度意見書を御提出いただきましたので、上田委員の方からお話をお願いしてよろしいでしょうか。

### 委 員

運営委員の上田でございます。前回、9月17日の会議の時に他の会議と重なってしまい出席できなかったもので、こういった形で再度述べさせていただくのは大変恐縮なのですが、時間をお取りいただきありがとうございます。

いま、宮嶋課長の方からお話がありましたように、私は会議に出られなかったのですが、そのあと会議の資料をお送りいただきまして見せていただいたところ、前回の会議の資料の施設名称等に関する説明という所があったんですが、この中で「男女平等」と「男女共同」についてという説明がございました。

これについて読んだところ、ちょっと論旨が一貫していないような、理解が難しいところがありまして、そもそもこの説明の出典と言いますか、参考にした資料等の出典は何なのか、と思いました。

それから、やはり今のところで、近年では北海道と東京都が苫小牧市と同様に「男女平等参画」という名称を使用しており、北海道と東京都内で「男女平等参画」とする自治体が増えているといった説明があるんですが、前回の会議で事前にいただいた資料の中に、全国の名称を書いたリストがございました。その中で、いくら探しても「男女平等参画」という名称を使っているところはさほど多くなくて、実はその辺を調べて資料として提出して欲しいとお願いをしました。

それから、苫小牧市における男女共同参画の取組み経過と、主管している団体の名称が変わってきているんですが、これがいつからどのような理由で変わってきたのか、その辺の経緯も調べて資料として準備して欲しいとお願いをしました。

それと、大きな一つ目としては、私が最初に提出した意見書の要旨にですね、ちょっと主旨が違うな、というところがございます、お手元に今日お配りいただいているような資料を12月10日付けで改めて意見書として出させていただいたというような経緯でございます。

私自身、現職時代に平成元年から平成10年まで、教育委員会の生涯学習課におりまして、婦連協を始め男女共同参画プラン推進協議会の活動に10年間関わらせていただいたものですから、ずっと自立プランとか、男女共同参画といった形で取組んできた経緯をよくわかっておりましたので、その後で男女平等参画推進協議会と名称が変わっているとわかったんですが、その変更した時の経緯とか変更の理由と伺いますか、その辺の考え方はどうだったのか、追加の資料をお願いしたところでございます。

それから、私のほうでお願いした大きな二つ目は、私が出した意見要旨についてなんですが、そもそも私の意見書がちょっと長過ぎて文章も拙かったために、要旨としてまとめるのにご苦労されたのだと思うんですが、改めて私が申し上げたかったことは、「男女共同」か「男女平等」という問題ではなくて、「共同参画」と「平等参画」ということでは、基本的な理念や施策を推進するスタンスが違うのではないかと、というふうに私は考えております。

それで、最終的な目標は、望ましい男女平等社会の実現ということだと思っておりますけれども、共同という概念と平等という概念では、ずい分違う意味があるのではないかと。

共同を基本にして取組むのか、平等を強調して取組むのかでは、やはり取組み方、手法あるいは市民の受止め方も違ってくるといふふうに思っております。これを進めて行くには、やはり市民の皆様の理解と協力が必要ですから、平等を強調したり前面に出すことで、私どもが若いときに経験した、ウーマン・リブ運動のような、二の舞にならないように取組んでいくことが大切ではないかということが、老婆心ながら申し上げたかったことのひとつです。

私個人としては、男女平等参画という表現に馴染みの無いこともありますし、言葉としてもかなり不自然で違和感があるということです。この取組みの目指すところは、男女平等参画ではなくて、男女平等の推進であり男女平等社会の実現だと思います。

目指すのは男女平等参画ではないと思っています。だから、その前提でどう取組んでいくかということが大切になってくるわけで、言葉だけに捕らわれるのではなくて

基本的なスタンスや考え方がどうなのかということのを改めて確認しておく必要があるんじゃないかと思うんです。

いろいろ調べまして、国の男女共同参画社会基本法を策定する際に、国のほうで審議会を設けて1年半に渡って議論を重ねて、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定しているんですけども、そのときの審議会での審議の論点ですとか、法律が出来たときの逐条解説というのが内閣府の男女共同参画局のホームページに掲載されていて、そこでしっかりと論点整理がされていて参考になると思っております。

それは、ここではこれ以上申し上げませんが、その辺も参考にしてどういうふうに進めて行けばいいのかということのをいろいろ検討されるといいかと思えます。

それで、結論から言いますと、いま時間をいただいておりますが、これはあくまでも私の私見でございます。市としては、一度決めた名称を変えることにはならないと思えますし、国が使っている名称と必ずしも合わせる必要は無いのですが、様々な機関における議論の経過だとか論点をしっかり踏まえて、どのように市民にわかりやすく説明し、市民の理解者を増やしていくか、そのことが何よりも大切なことなんだと思えます。

また、来年本市で開催される日本女性会議の参加者へも、なぜ苫小牧は共同参画ではなく平等参画なのか、その違いといいますか特徴といった苫小牧の考え方をお話できるように準備しておくことも必要だと思います。そういったことも考えながら、前回の会議でお話すべきことだったと思えますが、今日お時間をいただいて意見として述べさせていただきました。以上でございます。

## 事務局

上田委員の方から大変貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

私どものほうで、求められておりました資料につきましてまとめたものが、3ページ、4ページに、それから、「苫小牧市男女共同参画推進条例」という苫小牧の条例が制定になったときの提言書を用意させていただきました。

まず、この施設の名称でございますが、東京都内、北海道内はこのような状況になっておりまして、実は、東京都と北海道で平等が多いと言う理由というのが、それぞれ条例で平等という表現になっているからだと考えております。

そこで、資料のほうに東京の一覧をまとめてあります。その下に北海道の名称の一覧がありまして、5施設しかありませんが、札幌市が共同参画ということで施設名称も共同となっております。それから、私どものほうで、平等参画と共同参画では、北海道と東京で最近では平等参画としているところが多いと説明させていただいた理由にもなりますが、条例の名称の方を平成23年度以降で調べたところ、北海道では釧路市が男女平等、士別市が男女共同で、東京都の方は、文京区、多摩市、渋谷区が男女平等参画あるいは男女平等を使っているということで、平等と共同ということのを捉えましてそのようなご説明をさせていただきました。

続きまして4ページになりますが、こちらのほうで本市における取組み、平成17年の男女共同参画推進条例制定に向けての懇話会からの提言書により平成19年「男女平等参

画推進条例」が施行となり、共同参画から平等参画に変わっております。

主幹団体の名称ということですが、現在の苫小牧男女平等参画推進協議会のことに関しまして、こちらにつきましては平成15年に平等参画と名称が変わっております。

ちなみに、国のほうは先ほど上田委員がおっしゃってありましたように、平成11年に男女共同参画社会基本法、北海道が平成13年に男女平等参画推進条例ということで制定しております。そこで当市がなぜ平等参画になったかというところの原点になっているのが、添付しました提言書のほうになります。

1ページの条例の名称にありますように、男女共同参画は、男女平等が前提であり、目標でもあります。真の男女平等を達成するため、苫小牧市の条例の名称は、男女平等を強調した「苫小牧市男女平等参画推進条例」を提案します。ということで、この提言を受けまして平成19年に条例を制定し、それから平成25年の男女平等参画都市宣言というようになっております。

この提言につきましては、10ページにございますように合計8回の熱い議論が交わされたという記録が残っております。多才な方々による議論がなされた結果ということで、市としてはこの結果を重んじて現在まできているということになっております。

以上でございます。

## 委員

補足になりますが、今の時点になってこのようなことを申し上げても、再度検討することではないと思うんですが、この件については、審議会がございまして、そちらのほうでしっかり議論して結論を出すのだと思います。運営委員会の役目としてどこまで関われるのかということもありますので、これ以上申し上げるつもりはないのですが、しっかり議論しておく、しっかり認識しておくということは必要なことだと思います。

先ほども申しましたとおり、平等ということを強調し過ぎるあまり理解が深まらないとか広がらないとか、そういうことにも成りかねないなど。

だから、その辺は実際に推進して具体的な事業展開をしていくときに、担当する方々が理解をしていただく苦勞をする部分だと思います。だから、いかに一緒に参加する、共同でいろいろな取組みをする中で平等感を作り上げていく、いろいろな平等感があると思うんです。お年寄りの老人クラブの中だって男女の平等感はあるだろうし、有職夫人と専業主婦といいますか家庭に居る方、女性同士でもあるだろうし、若い方の中にだってあるだろうし、様々だと思うんです。だから、平等感というのは非常に難しいと思います。それをいかに共通認識にしていくかというときに、平等を先に出してしまったらかえって進みにくくないのかなと、本来は出来るところから一緒に考えましょう、取り組みましょうという共同参画の方が取組みやすいのではないかなと、私は取組みの上からでもそう思うものですから。実際に決まったことを元に戻すとか変えるとか、そういうことをお願いするというものではなくて、進めて行くときに考えなければならないこととして、私もそうですが、今までの経過とか基本的な考え方をしっかり勉強して、より市民に理解してもらいやすいように取組んでいく、そのことが大事なのではないかと思って申し上げたものです。

## 委員

私は、これはやはり、年代によっても平等の感覚が違うんじゃないかと思います。私も上田委員と同世代なので、この条例の男女平等が前提にあるということは、私はやはり上田委員のおっしゃるように、一緒にやりながら進んで、最後にはみんな、男女にかかわらず平等になるというのが取り組みやすいと思うのですが。もしかしたら、時代背景とかもあるのかもしれない、若い方の意見も聞きたかったのですが、若い方が欠席で残念だったなと思いました。

## 委員

やはりこれから先、今ではなくて先を見据えて若い方も携わっていくことを考えると、いまの若い方々はすでに平等の世界に生きているような気がします。

それなりに平等ではない場面もあるかもしれませんが、幼稚園とか小さい頃から全体に平等という形の中で教育を受けているのではないかなと思うので、今さら平等という言葉にピンと来るかな、という気がします。そうすると、共同でみんなで行っていきましょうという形の方が、言葉として入ってくるのではないかという気がします。

決まったことについて、私たちが何か言えることではないのですが、今後の活動の中で長い目で見て、その言葉尻を捉えたときにそういう部分があるのではないかと思います。

## 議長

私も共同参画ということで意見を出させていただいたんですが、二つの名前が、それぞれ両方一人歩きみたいな形で歩き始めると、先ほどの資料もそうなんですが全国的にみても、非常に紛らわしいように思います。

上田委員がおっしゃったように、共同参画と平等参画とではかなり受け止め方が違いますし、この辺に関しては前回の運営委員会では、運営委員会の意見としてまとめた中には入ってなかったと思うのですが。

これは事務局にお伺いしたいのですが、これはさらに運営委員会としての付託意見となる可能性はあるんですか。

## 事務局

これから、センターの名称も含めてお話をさせていただくのですが、先ほどのお話にもありましたように、男女平等参画課所管の市の諮問機関は、こちらの女性センター運営委員会と男女平等参画審議会の二つございます。審議会のほうは、苫小牧の男女平等参画を推進する重要事項についての審議、運営委員会はこのセンターの適正な運営を図るといったようなことをご審議いただくというものです。

実は昨年、両方の意見を聴かなければならないということで、先にまず運営委員会の皆様からお話を聴きまして、それをもちまして審議会のほうでも審議をしております。女性センター運営委員会の意見も携えて、男女平等参画を目指す重要事項ということで、審議

会のほうで意見をまとめていただきまして、それで今回ご提案をさせていただこうと思っております。ただ、最終的には条例改正になりますので、このあとパブリックコメントで市民の方の意見を伺い、その後、議会に提案をして最終的にはそこで決定するという流れになると思います。

## 議 長

他に皆さんのご意見がなければ、これで終了とさせていただいて、話のほうはその後の審議の中でも反映させていただいて、前向きに前進するような形で進めて参りたいと思います。それでは、議題のほうに入らせていただきます。

## 事務局説明及び主な質疑

議題（１）女性センターの機能変更について

<事務局説明>

○これまでの経緯

①見直しの理由

平成２５年１１月の苫小牧市男女平等参画都市宣言を契機とした男女平等参画社会の実現に向けた取組の強化に伴い、これまでの女性活動の促進及び女性の福祉の増進を中心としていた女性センターの設置目的や事業内容を男女平等参画の推進を中心とした目的や事業に改める必要性が生じました。

②運営委員会等での協議結果について

平成２７年９月の女性センター運営委員会、平成２７年１０月の男女平等参画審議会での女性センター運営委員会での意見を踏まえた上での協議において、女性センターの機能を男女平等参画を推進する施設として見直すことに賛同していただきました。

○市としての考え方

女性センター運営委員会、男女平等参画審議会での意見を踏まえて下記のように改正したいと考えています。

①女性センターの設置目的について

女性活動を男女平等参画の推進のための活動とする内容に改める。

（苫小牧市市民活動センター条例第１条）

②施設の名称

「女性センター」を「男女平等参画推進センター」に改める。

（苫小牧市市民活動センター条例第２条）

③施設において行う事業について

事業を下記の内容に改める。（市民活動センター条例第２条別表１）

・現 行

- 1 女性センターの施設及び設備を働く女性等が行う女性活動(以下「女性活動」という。)のための利用に供すること。
- 2 働く女性等に係る次に掲げる事項に関すること。

- (1)生活に関する相談及び指導
- (2)生活技術、教養の向上等のための指導、研修、講習等
- (3)クラブ活動、レクリエーション活動等余暇の活用
- 3 その他女性活動の促進及び女性の福祉の増進のために市長が必要認める事業

・改正案

- 1 施設及び設備を男女平等参画推進のための利用に供すること。
- 2 職業生活、家庭生活、地域生活等の生活に関する相談及び指導助言に関すること。
- 3 男女平等参画に関する研修、講習等の企画立案及び支援に関すること。
- 4 男女平等参画に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 5 その他男女平等参画の推進のために、市長が必要と認める事業に関すること。

④施設の愛称について

市民活動センターの建物には「ふれあい3・3」という愛称がついており、女性センターは、市民活動センターの構成施設として4階と5階に設置されている。女性センターに愛称をつける場合、1つの建物に2つの愛称が付くことになる。ひとつの建物にふたつの愛称が付くことは混乱を招くという意見がある一方で、親しみやすい愛称を付けた方がよいとの意見もありました。

○改正にむけてのスケジュール（案）

平成28年 3月	女性センターサークルへの説明と意見募集
平成28年 3月～4月	パブリックコメント
平成28年 6月	パブリックコメントでの意見を踏まえた上での条例改正案を議会へ提出
議会での承認後	市民の方への周知などの準備期間
平成28年未定	機能、名称等の改正施行

<質問>

施設の愛称については、具体的には今後の話ということですか。

<回答>

男女平等参画を推進するという施設に位置付けるにおいて、まだ議論が深まっていないということもありまして、今後の課題ということになると思います。

議題（2）女性センターの運営委員会について

<事務局説明>

女性センターを男女平等参画の推進を中心とした目的や事業に改めることにより、女性

センター運営委員会を廃止したいと考えております。

○女性センター運営委員会を廃止する理由

- ①市としては、男女平等参画を推進する「男女平等参画基本計画」の事業に女性センター事業も入っていることから、引き続き事業の進捗管理については、男女平等参画審議会によって行われます。
- ②女性センターの管理運営については、平成26年度から指定管理者制度を導入し、利用者アンケート調査、年2回のモニタリング調査を行い、仕様書に基づいた適正な管理運営を図っています。

○条例改正に向けてのスケジュール

平成28年	3月～4月	パブリックコメント
平成28年	5月ころ	平成28年度女性センター運営委員会
平成28年	6月	パブリックコメントでの意見を踏まえた上での条例改正案を議会へ提出
条例改正後		
平成28年	未定	委員会委員の解任
平成28年	未定	女性センターの機能、名称等の改正施行

<質問>

運営委員会を廃止する理由の1と2とありますが、事業展開においては運営委員会と審議会で重複する部分があったかと思えます。ただ、施設管理の部分においては、私たちの運営委員会でも意見を聴くような部分もあったと思うのですが、基本的にはこの建物自体が市民活動センターとして一体となっているものですから、今現在この市民活動センターの施設を管理運営するための審議する組織、機関というのはあるんですか。

<回答>

市民活動センターは、指定管理者制なので、受託先である社会福祉協議会がそういった審議をする機関を設けるかどうかは、指定管理者に一任されていますが、いま現在ではそういった意見を聴いて審議するような機関は設けられておりません。

<質問>

この市民活動センターの利用状況や施設管理の部分について、利用者や市民代表の方からの意見を受託している指定管理者が聴いて、審議するような機関は設けられていないということですね。

<回答>

現在、社会福祉協議会には設けられておりません。

<質問>

市との指定管理の契約の中では、そういう機関を設けてくださいといった義務はないということですか。

<回答>

ありません。市の施設の中でも、コミセンのような施設は、独自で町内会や地域代表で構成される機関をもっています。先ほどの説明でも若干触れましたが、指定管理ということで、今後たとえば、女性センターの運営に関して、従来運営委員会が持っているような機能が必要だと言うことであれば、そういう機関を設けることについて協議することは市として妨げるものはありません。ただ、いま現在は条例上、市が運営委員会を置くということになっていきますので、位置付けが違ふということになります。あくまでも、条例上廃止する考えだということです。

<質問>

仮の話をして仕方がないのですが、今後、もし受託業者が幅広く利用者や地域の方々から、このセンターの在り方について意見を聴きたいということであれば、受託業者がそういう機関を設けるということですね。そのときに、女性センターの活動に関わる関係者の方も委員に入れていただければ、網羅できる形になるということですね。

<回答>

指定管理の場合は、必ずモニタリングをしなければならないので、利用者の意見を聴く機会というのは必要だと思います。そういったことを委員会のような機関に任せるのか、アンケートといった形になるのか、そこは受託者側の手法になるので、社会福祉協議会の考え方になるのかと思います。

<質問>

今後のスケジュールの中で、日付が空欄になっているところについては、広報などで周知されるんですか。

<回答>

6月議会で条例改正を提案したあと、周知するための一定の期間を設けることが必要だと考えています。

## 議題 (3) その他

<事務局>

日本女性会議が、来年10月に苫小牧市で開催されるということで、多くの方々にお手伝いをいただいているところでございます。現在、市といたしましても、この大会を成功させるために事務局体制を強化しております。現在の女性センターの事務所と同じフロアでは手狭になってまいりました。そこで、事務所の向かい側にあります図書コーナーに、日本女性会議の事務局ということで一時的に移りたいと考えております。

利用者の方の御迷惑にならないよう、雑誌等の借りられる頻度の高いものにつきましては、別なところへ移設しまして、継続して利用が出来るよう利便性を図ってまいりたいと思っております。

御迷惑をお掛けすることになり申し訳ございませんが、御報告させていただきます。